

1. 駐在員事務所での現地社員採用手続きの変更

駐在員事務所での雇用に関しては、まずは公共職業紹介機関を通じての採用活動が求められてきました。公共職業紹介機関は、申請受理から15営業日以内に候補者の選考・紹介を行わなければならないが、この期間内に候補者の紹介が無い場合、駐在員事務所は、現地社員を直接採用し、雇用することができると定められていたが（政令・第75/2014/ND-CP号・第6条）、政令・第152/2020/ND-CP号の発効により、この制限は撤廃されており、自由に採用活動を行うことが可能となりました。

2. ハイテク企業認定基準の改定

ハイテク企業は、投資優遇対象に該当するため、法人税の減免、設備・原材料・部品の輸入段階課税の免除、土地使用料・土地使用税の減免が認められています。

ハイテク企業に認定されるためには、まず、ハイテクノロジー法・第21/2008/QH12号・第18条・1項の全ての要件を満たす必要がありますが、その要件は、旧投資法・第67/2014/QH13号・第75条に置換されており、首相決定事項も要件の一つとして定められています。新投資法・第61/2020/QH14号の発効により、原則として、旧投資法は失効しましたが、旧投資法・第75条は例外として有効（新投資法・第76条・3項）となっていますので注意が必要です。

また、2021年4月30日に発効したハイテク企業の認定基準に係る首相決定・第10/2021/QD-TTg号では、研究開発費及び専門職に関する以下の要件を満たすことも求められています。

1. ハイテク製品からの売上は、企業の年間純売上の少なくとも70%を占めなければならない。
2. 企業規模に応じた、研究開発費（原材料及び部品価値控除後の年間純売上に対する研究開発費率）負担。
 - a) 総投資資本6兆VND・労働者3千人以上の企業は、少なくとも0.5%。
 - b) 上記a)を除き、総投資資本1千億VND・労働者200人以上の企業は、少なくとも1%。
 - c) 上記a)、b)以外の企業は、少なくとも2%。



3. 企業規模に応じた、短大以上の学位取得者（1年以上の有期限労働契約、若しくは、無期間労働契約）の研究開発部門で専門職として直接従事する者の全従業員に対する比率（その内、短大卒は最大30%まで）。

- a) 総投資資本6兆 VND・労働者3千人以上の企業は、少なくとも1%。
- b) 上記 a) を除き、総投資資本1千億 VND・労働者200人以上の企業は、少なくとも2.5%。
- c) 上記 a) 、 b) 以外の企業は、少なくとも5%。